



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 四 国 化 成 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 C. E. O.
玉 城 邦 男
(コード：4099 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 企 画 ・ 管 理 担 当
真 鍋 志 朗
(TEL. 0877 - 22 - 4111)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

株式の流動性を高めることで当社株式への投資環境を整備し、投資家層の拡大及び株主数の増加を図ることを目的として、単元株式数の引き下げを行うものです。

なお、この変更は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」にも合致しております。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日 (日)

※ 平成 29 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も、1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第 7 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日 (日)

以上